

令和8年度(令和7年度からの繰越分)
地域診療情報連携推進費補助金
(電子カルテ情報共有サービスのモデル事業および効果検証事業)
に係る実施事業者公募要領

令和8年9月
厚生労働省政策統括官（情報政策担当）

1 総則

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定)や経済財政運営と改革の基本方針 2022(令和4年6月7日閣議決定)にて、全国医療情報プラットフォームの創設、電子カルテ情報の標準化等及び診療報酬改定に関するDXの取組を行政と関係業界が一丸となって進めるとともに、医療情報の利活用について法制上の措置等を講ずるとの方針が明記された。その後、令和5年10月12日に設置された総理を本部長とする「医療DX推進本部」において、令和5年6月2日に「医療DXの推進に関する工程表(以下、医療DX工程表)」が策定され、全国医療情報プラットフォームの創設が打ち出された。

全国医療情報プラットフォームは、すでに整備が進んでいるオンライン資格確認等システムの拡充によって実現するとされており、すでに共有されているレセプト情報から抽出した特定健診等情報・薬剤情報・診療情報に加え、電子カルテ情報や予防接種情報、介護情報等を共有できるプラットフォームを構築するとされている。電子カルテ情報の共有については、オンライン資格確認等システムのネットワークを活用し、全国的に電子カルテ情報を閲覧可能とするための基盤として電子カルテ情報共有サービスを構築し、令和6年度から全国10地域にて先行する医療機関から順次モデル事業を開始した。

電子カルテ情報共有サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書(以下「技術解説書」)に則った電子カルテシステム等の改修等を行い、これらのモデル事業を円滑に実施するとともに、電子カルテ情報共有サービスの有用性や機能検証、課題を収集し、運用開始の判断を行うためのエビデンスの蓄積やさらなる活用方策について検討を図ることが求められている。

2 事業目的

令和8年1月に公開した技術解説書 2.0.0 版または令和8年6月に公開した技術解説書 2.1.0 版に対応した電子カルテシステム等を医療現場で運用し、その動作確認や課題の把握・解消を図るとともに医療現場における運用フローの検証も行うことを主な目的とする。

3 応募資格

次の要件を全て満たす事業者であること。

【病院・診療所】

《共通要件》

- ① オンライン資格確認等システムを導入したうえで、電子カルテ情報共有サービスに接続するために、電子カルテ情報・文書を技術解説書に則った FHIR の形式で、電子的に送受信するために必要な電子カルテ(技術解説書 1.3.0 版、2.0.0 版もしくは 2.1.0 版)を申請時点で導入(電子カルテの改修等が完了のうえ、接続テストが完了)していること。
- ② 技術解説書 1.3.0 版、2.0.0 版もしくは 2.1.0 版に則った電子カルテ情報共有サービスの運用テスト・連携テストを令和8年9月30日までに実施し、完了できること。
- ③ 全国的な運用開始に向けた短期間での検証を目的とするため当事業にかかる以下の事項に協力・対応できる体制を有していること。

- ・厚生労働省が依頼する電子カルテ情報共有サービスにかかる、システム実装状況や運用状況等の個別照会への協力
 - ・厚生労働省が実施する、電子カルテ情報共有サービスに関するアンケートへの回答協力
 - ・厚生労働省が実施する、電子カルテ情報共有サービスに関するヒアリングへの協力
 - ・厚生労働省が開催する会議等への出席及び、モデル事業における取組状況等の報告
 - ・電子カルテ情報共有サービスの運用改善等を目的とした、厚生労働省及び関係者との意見交換への協力
 - ・電子カルテ情報共有サービスの導入準備から本番運用に至る過程で把握した課題等についての報告
- ④ 医療情報システムにサイバー攻撃等の情報セキュリティインシデントが発生した際に、速やかに厚生労働省に報告できる体制を有していること。

《文書(診療情報提供書・退院時サマリ)及び臨床情報新仕様早期検証対応事業実施医療機関必要要件》

- ① 令和8年10月31日までに技術解説書2.1.0版を踏まえた機能を利用した運用が整備されており、本番環境における文書および臨床情報の登録もしくは閲覧(※)ができること。
- (※)他医療機関との連携を踏まえた登録・閲覧となっていること
- ② 技術解説書2.0.0版等から2.1.0版への差分機能にかかる短期間での検証が必要であるため、厚生労働省が別途示すスケジュールに合わせて検証を実施できるよう、医療機関ベンダと緊密に連携し、電子カルテ改修を遅滞なく進める体制が確保できていること。
- ③ 医師をはじめとする、厚生労働省が検証を進めるうえで必要と認める職種の協力を得て、システム担当者のみならず医療機関全体で本事業を推進する体制が確保できていること。

《文書(診療情報提供書・退院時サマリ)及び臨床情報新仕様検証対応事業実施医療機関必要要件》

- ① 令和8年12月31日までに技術解説書2.1.0版を踏まえた機能を利用した運用が整備されており、本番環境における文書および臨床情報の登録もしくは閲覧(※)ができること。
- (※)他医療機関との連携を踏まえた登録・閲覧となっていること
- ② 技術解説書2.0.0版等から2.1.0版への差分機能にかかる短期間での検証が必要であるため、厚生労働省が別途示すスケジュールに合わせて検証を実施できるよう、医療機関ベンダと緊密に連携し、電子カルテ改修を遅滞なく進める体制が確保できていること。
- ③ 医師をはじめとする、厚生労働省が検証を進めるうえで必要と認める職種の協力を得て、システム担当者のみならず医療機関全体で本事業を推進する体制が確保できていること。

《文書(診療情報提供書等・退院時サマリ)及び臨床情報早期検証対応事業実施医療機

関必要要件》

- ① 令和8年9月30日までに技術解説書2.0.0版を踏まえた機能を利用した運用が整備されており、本番環境における文書の登録もしくは閲覧(※)ができること。
※他医療機関との連携を踏まえた登録/閲覧となっていること
- ② 令和8年10月15日までに技術解説書2.0.0版を踏まえた機能を利用した運用が整備されており、本番環境における臨床情報の登録もしくは閲覧(※)ができること。
※他医療機関との連携を踏まえた登録/閲覧となっていること
- ③ 事業実施期間中に技術解説書更新版が発出された場合、厚生労働省が示す全国での運用開始(令和8年度冬頃)までに、新たな技術解説書に則った電子カルテの改修及び検証にも協力できること。
- ④ 短期間での検証が必要であるため、厚労省が別途示すスケジュールに合わせて検証できるよう、医療機関ベンダと緊密に連携し、電子カルテ改修を遅滞なく進めるとともに、医師など厚生労働省が検証を進めるうえで必要と認める職種の方の協力など、システム担当者のみならず医療機関全体で本事業を推進する体制が確保できていること。

《文書(診療情報提供書等・退院時サマリ)及び臨床情報検証対応事業 実施医療機関必要要件》

- ① 令和8年12月31日までに技術解説書2.0.0版を踏まえた機能を利用した運用が整備されており、本番環境における文書および臨床情報の登録もしくは閲覧(※)ができること。
※他医療機関との連携を踏まえた登録/閲覧となっていること。

《健診文書検証事業 実施医療機関必要要件》

- ① 申請時点において、健診実施医療機関であること。

4 補助対象事業

(1) 文書(診療情報提供書・退院時サマリ)及び臨床情報新仕様早期検証対応事業補助
対象：病院・診療所

技術解説書2.1.0版(事業実施期間中に技術解説書の更新があった場合は、当該更新版も含む)に記載のシステム要件を医療現場で安定的に運用できるよう必要な検証を行う。検証期間を確保する観点で、厚生労働省が示すスケジュールに合わせて早期に対応を行う。検証に当たっては、以下の点を主な検証確認観点とする。

○システム面・運用面における課題の把握

○表出した課題に対する厚労省としての対応策の効果検証

○システムの安定運用及びデータ整合性(※)の検証

※電子カルテに入力した情報が、システムの整合性を担保した状態で相手先の医療機関等に連携されていること。

○電子カルテ情報共有サービス全体の有用性(※)検証

※医療の質向上への寄与や業務効率化に関する効果検証、地域課題に対する効果の検証等が主な検証観点

上記の他、厚生労働省等が準備する全国での利用可能な状態(運用開始)を見据えた医療従事者等向けの各種資料類のレビューや本検証完了後の資材(医療機関ベンダが構築する電子カルテ製品等)について、全国的な運用開始を見据え、他の医療機関にも容易に横展開(導入・運用)が可能な状態かどうかの検証も行う。加えて、患者がマイナポータルを通じて閲覧する医療情報に関する検証も行う。

(2) 文書(診療情報提供書・退院時サマリ)及び臨床情報新仕様検証対応事業補助対象：病院・診療所

技術解説書 2.1.0 版(事業実施期間中に技術解説書の更新があった場合は、当該更新版も含む)に記載のシステム要件を医療現場で安定的に運用できるよう必要な検証を行う。検証期間を確保する観点で、厚生労働省が示すスケジュールに合わせて早期に対応を行う。検証に当たっては、以下の点を主な検証確認観点とする。

○システム面・運用面における課題の把握

○表出した課題に対する厚労省としての対応策の効果検証

○システムの安定運用及びデータ整合性(※)の検証

※電子カルテに入力した情報が、システムの整合性を担保した状態で相手先の医療機関等に連携されていること。

○電子カルテ情報共有サービス全体の有用性(※)検証

※医療の質向上への寄与や業務効率化に関する効果検証、地域課題に対する効果の検証等が主な検証観点

上記の他、厚生労働省等が準備する全国での利用可能な状態(運用開始)を見据えた医療従事者等向けの各種資料類のレビューや本検証完了後の資材(医療機関ベンダが構築する電子カルテ製品等)について、全国的な運用開始を見据え、他の医療機関にも容易に横展開(導入・運用)が可能な状態かどうかの検証も行う。加えて、患者がマイナポータルを通じて閲覧する医療情報に関する検証も行う。

(3) 文書(診療情報提供書等・退院時サマリ)及び臨床情報早期検証対応事業補助対象：病院・診療所

技術解説書 2.0.0 版(事業実施期間中に技術解説書の更新があった場合は、更新版技術解説書も含む)に記載のシステム要件を医療現場で安定的に運用できるよう必要な検証を行う。検証期間を確保する観点で、厚生労働省の示すスケジュールに合わせて、早期に検証への対応を行う。検証に当たっては、以下の点を主な検証確認観点とする。

○システム面・運用面における課題の把握

○表出した課題に対する厚労省としての対応策の効果検証

○システムの安定運用及びデータ整合性(※)の検証

※電子カルテに入力した情報が、システムの整合性を担保した状態で相手先の医療機関等に連携されていること。

○電子カルテ情報共有サービス全体の有用性(※)検証

※医療の質向上への寄与や業務効率化に関する効果検証、地域課題に対する効果の検証等が主な検証観点

上記の他、厚生労働省等が準備する全国での利用可能な状態(運用開始)を見据えた医療従事者等向けの各種資料類のレビューや本検証完了後の資材(医療機関ベ

ンダが構築する電子カルテ製品等)について、全国的な運用開始を見据え、他の医療機関にも容易に横展開(導入・運用)が可能な状態かどうかの検証も行う。加えて、患者がマイナポータルを通じて閲覧する医療情報に関する検証も行う。

(4) 文書(診療情報提供書等・退院時サマリ)及び臨床情報検証対応事業

補助対象：病院・診療所

技術解説書 2.0.0 版及び令和 8 年度に発出する技術解説書更新版に記載のシステム要件を医療現場で安定的に運用できるよう必要な検証を行う。検証に当たっては、以下の点を主な検証確認観点とする。

○システム面・運用面における課題の把握

○表出した課題に対する厚労省としての対応策の効果検証

○システムの安定運用及びデータ整合性(※)の検証

※電子カルテに入力した情報が、システムの整合性を担保した状態で相手先の医療機関等に連携されていること。

○電子カルテ情報共有サービス全体の有用性(※)検証

※医療の質向上への寄与や業務効率化に関する効果検証、地域課題に対する効果の検証等が主な検証観点

上記の他、厚生労働省等が準備する全国での利用可能な状態(運用開始)を見据えた医療従事者等向けの各種資料類のレビューも行う。加えて、患者がマイナポータルを通じて閲覧する医療情報に関する検証も行う。

(5) 健診文書検証事業

補助対象：健診事業を実施している病院・診療所

技術解説書 2.0.0 版以降に対応した電子カルテを用いて、技術解説書に記載のシステム要件を医療現場で安定的に運用できるよう必要な検証を行う。検証に当たっては、以下の点を主な検証確認観点とする。

○システム面・運用面における課題の把握

○表出した課題に対する厚労省としての対応策の効果検証

○システムの安定運用及びデータ整合性(※)の検証

※電子カルテに入力した情報が、システムの整合性を担保した状態で相手先の医療機関等に連携されていること。

○電子カルテ情報共有サービス全体の有用性(※)検証

※医療の質向上への寄与や業務効率化に関する効果検証、地域課題に対する効果の検証等が主な検証観点

上記の他、厚生労働省等が準備する全国での利用可能な状態(運用開始)を見据えた医療従事者等向けの各種資料類のレビューも行う。加えて、患者がマイナポータルを通じて閲覧する医療情報に関する検証も行う。

5 補助額等

(1) 補助方式：定額(下記補助基準額を上限とする)

(2) 補助基準額

ア 文書(診療情報提供書等・退院時サマリ)及び臨床情報新仕様早期検証対応事業
(ア) 400 床以上の病院

上限 2,000 万円(うち雑役務費は上限 1,400 万円とする)

(イ)399 床以下の病院

上限 1,000 万円(うち雑役務費は上限 800 万円とする)

(ウ)診療所

上限 150 万円(うち雑役務費は上限 100 万円とする)

イ 文書(診療情報提供書等・退院時サマリ)及び臨床情報新仕様検証対応事業

(ア)400 床以上の病院

上限 1,500 万円(うち雑役務費は上限 1,100 万円とする)

(イ)399 床以下の病院

上限 1,000 万円(うち雑役務費は上限 800 万円とする)

(ウ)診療所

上限 150 万円(うち雑役務費は上限 100 万円とする)

ウ 文書(診療情報提供書等・退院時サマリ)及び臨床情報早期検証対応事業

(ア)400 床以上の病院

上限 1,500 万円(うち雑役務費は上限 1,100 万円とする)

(イ)399 床以下の病院

上限 1,000 万円(うち雑役務費は上限 800 万円とする)

(ウ)診療所

上限 150 万円(うち雑役務費は上限 100 万円とする)

エ 文書(診療情報提供書等・退院時サマリ)及び臨床情報検証対応事業

(ア)400 床以上の病院

上限 750 万円(うち雑役務費は上限 550 万円とする)

(イ)399 床以下の病院

上限 500 万円(うち雑役務費は上限 400 万円とする)

(ウ)診療所

上限 100 万円(うち雑役務費は上限 75 万円とする)

オ 健診文書検証事業

(ア)400 床以上の病院

上限 500 万円(うち雑役務費は上限 375 万円とする)

(イ)399 床以下の病院

上限 200 万円(うち雑役務費は上限 150 万円とする)

(ウ)診療所

上限 50 万円(うち雑役務費は上限 30 万円とする)

(3)採択予定件数

事業計画書を精査した上で、予算額を上限として採択する。

(4)補助対象経費

職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、雑役務費、委託費

※消耗品は単価 10 万円未満もしくは耐用年数 1 年未満のものとする。

※電子カルテ改修にかかる費用は雑役務費に計上するものとする。

※本事業を実施するうえで必要な労働の対価として支払うものについては、職員諸手当に計上するものとする。

※本事業のために職員を雇用した場合の経費については、非常勤職員手当に計上するものとする。

※一般的な事務機器・備品等(机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等)、設備の稼働に必要な経費(消耗品費、借料及び損料、光熱水量等)、事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費、その他補助金交付の目的を達成するために不可欠と認められない支出は補助対象経費とならない。

(5) 補助金の支払い

補助金の支払いは以下のとおり行うため、応募申請前に必ず確認を行うこと。

① 支払時期

原則として、事業終了後の精算払いとする。

② 支払額の確定方法

事業終了後、事業者より提出する実績報告書に基づき、必要に応じて現地調査を行い、支払額を確定する。支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる経費となる。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性があるため、留意すること。

③ 補助の取消

補助金を他の目的に使用した場合や、補助金の交付決定若しくはこれに付された条件に違反した場合には、採択の取消又は補助の交付決定取消を行う場合がある。なお、本扱いについては、交付すべき補助金の額の決定があった後においても適用があるものとする。

(6) 進捗確認

事業採択後、厚生労働省が開催する定例の会議等を通じて、本事業の進捗状況を確認する。なお、定例の会議等には事業に参加している他の医療機関等の関係者が出席する場合がある。

また、当該進捗状況の内容に応じて、実施事業者に対し、関係書類の追加提出、ヒアリング、現地訪問を行い、事業計画の現況確認を行う場合があります。

なお、事業の進捗に著しい遅れが認められる場合は、事業計画の修正を求める場合があります。また、合理的理由なく、修正に応じない場合、交付決定の変更もしくは一部ないしは全部の取り消しをする場合がある。

(7) 留意事項

申請を考える経費が補助対象となるか疑義がある場合は、事業計画書の提出前に7.(2)③に記載の「提出・問い合わせ先」まで相談を行うこと。

6 事業実施期間

採択日～令和9年3月31日

7 応募方法等

(1) 事業計画書の作成及び提出

事業計画書(別紙様式)を作成し、以下の提出期間内に提出すること。事業計画書には「7(2)評価の観点」等を踏まえて、以下について記載すること。

① 医療機関の概要

医療機関名や担当者連絡先等の基本情報について記載すること。

② 電子カルテ情報共有サービスの導入状況

申請時点での電子カルテ情報共有サービスの導入状況について、機能別に明確に記載すること。

③ 運用テストの実施計画

電子カルテ情報共有サービスの機能を網羅した運用テストの実施計画をスケジュール感も含めて詳細に記載すること。

④ 連携テストの実施計画

他の医療機関と連携したテストの実施計画をスケジュール感も含めて詳細に記載すること。

⑤ 電子カルテの改修スケジュール

技術解説書 2.0.0 版もしくは 2.1.0 版に対応した電子カルテ等の改修計画を詳細に記載すること。申請時点で既に主要な改修が完了している場合は、今後の追加改修や検証等に係るスケジュールを詳細に記載すること。

⑥ 事業実施体制

本事業を実行するに当たっての医療機関の体制及びベンダ等関係者並びに役割分担を記載すること。

(2) 応募方法

① 提出期間

令和 8 年 9 月 7 日(月)から令和 8 年 9 月 18 日(金)(必着)

② 提出書類

以下の書類について、電子メールにて提出すること。事業計画書に社印を押印したものを含め、紙媒体での提出は不要とする。

ア 事業計画書(別紙様式)

イ その他必要な資料(任意提出)

③ 提出・問い合わせ先

厚生労働省政策統括官付医療情報連携担当参事官室 渋谷・中西 宛

Mail : dx-hojo@mhlw.go.jp

Tel : 03-6812-7837

※問い合わせについては、月曜日～金曜日(祝祭日を除く。)の午前 9 時 30 分～午後 6 時 15 分(午後 0 時 15 分～午後 1 時 15 分を除く。)とする。

8 応募事業者の評価

(1) 評価の方法

実施事業者の採択については、厚生労働省において、「3 応募資格」の要件を満たしているかを確認した後、事業計画書等の内容の評価を行う。評価に当たっては書面評価を行い、それらの評価結果をもとに採択する。

(2) 評価の観点

- ① 計画内容が本事業の目的に合致しているか。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員、ベンダ等の関係者の管理・連携能力を有しているか。
- ③ 計画書の内容が具体的かつ現実的であるか。
- ④ 電子カルテ等の改修スケジュールが具体的かつ現実的であるか。
- ⑤ 本事業に必要な経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。また、不必要な経費の支出予定がないか。

(3) 評価結果の通知

評価の結果については、厚生労働省の審査終了後、採択または不採択が決定した場合は速やかに応募事業者へ通知する。なお、補助金については、実施事業者への採択通知後に必要な手続きを経て、正式に交付決定を行う。

(4) 留意事項

- ・ 審査は非公開で行い、その経緯は通知しない。内容に関する問い合わせも不可とする。
- ・ 提出された事業計画書等について、採択された場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となることに留意すること。
- ・ 応募書類等の作成費は経費に含まれない。また、採択の有無に関わらず、応募書類の作成費用は支給されない。
- ・ 事業計画書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となるため、予算額内で実現が確約されることのみ記載すること。
- ・ 本事業終了後、令和 9 年度以降の電子カルテ情報共有サービスの運用状況等の現況確認を行うことがあるため、その際は、協力すること。
- ・ 採択後において、申請者の都合により内容を大幅に変更する場合には、採択を取り消す場合があるため、注意すること。
- ・ 医療情報システムにサイバー攻撃等の情報セキュリティインシデントが発生した際に、速やかに厚生労働省に報告すること。

以上